

14 その他（経過措置関係）

(1) 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の4及び第102条の5の規定に基づく労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0600 支給額（生産性向上助成）
0101 趣旨	0601b 支給額（中途採用率拡大）
	0601c 支給額（45歳以上初採用）
0200 定義	0700 中途採用計画届の提出
0201 申請事業主	0701 中途採用計画届の提出期限（共通）
0202 中途採用者	0702a 中途採用計画届等（共通）
0203 中途採用率	0702b 中途採用計画届等（中途採用率拡大）
0204 雇用管理制度	0703 計画届の受理（共通）
0300 支給要件（中途採用拡大助成）	0704 計画届の変更・取下げ（共通）
0301a 支給対象者（共通）	0800 中途採用計画届の確認
0301c 支給対象者（45歳以上初採用）	0801a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）
0302a 支給対象措置（共通）	0801b 支給対象事業主に該当することの確認（中途採用率拡大）
0302b 支給対象措置（中途採用率拡大）	0801c 支給対象事業主に該当することの確認（45歳以上初採用）
0302c 支給対象措置（45歳以上初採用）	0802a 中途採用計画の確認（共通）
0303a 支給対象事業主（共通）	0802b 中途採用計画の確認（中途採用率拡大）
0303b 支給対象事業主（中途採用率拡大）	0802c 中途採用計画の確認（45歳以上初採用）
0303c 支給対象事業主（45歳以上初採用）	0900 支給申請（中途採用拡大助成）
0304a 中途採用計画（共通）	0901b 支給申請の期限（中途採用率拡大）
0304b 中途採用計画（中途採用率拡大）	0901c 支給申請の期限（45歳以上初採用）
0304c 中途採用計画（45歳以上初採用）	0902 支給申請書等（共通）
0305 併給調整	0903 支給申請書の受理（共通）
0400 支給要件（生産性向上助成）	
0401a 支給対象措置（共通）	
0401b 支給対象措置（中途採用率拡大）	
0401c 支給対象措置（45歳以上初採用）	
0402a 支給対象事業主（共通）	
0500 支給額（中途採用拡大助成）	
0501b 支給額（中途採用率拡大）	
0501c 支給額（45歳以上初採用）	

<p>1000 支給申請（生産性向上助成）</p> <p>1001 支給申請の期限（共通）</p> <p>1002 支給申請書等（共通）</p> <p>1003 支給申請書の受理（共通）</p> <p>1100 支給要件の確認（中途採用拡大助成）</p> <p>1101a 支給対象者に確認することの確認（共通）</p> <p>1101c 支給対象者に該当することの確認（45歳以上初採用）</p> <p>1102a 支給対象措置に該当することの確認（共通）</p> <p>1102b 支給対象措置に該当することの確認（中途採用率拡大）</p> <p>1102c 支給対象措置に該当することの確認（45歳以上初採用）</p> <p>1103a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）</p> <p>1103b 支給対象事業主に該当することの確認（中途採用率拡大）</p> <p>1200 支給要件の確認（生産性向上助成）</p> <p>1201a 支給対象措置に該当することの確認（共通）</p> <p>1201b 支給対象措置に該当することの確認（中途採用率拡大）</p> <p>1201c 支給対象措置に該当することの確認（45歳以上初採用）</p> <p>1202a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）</p> <p>1300 支給決定（中途採用拡大助成）</p> <p>1301 支給決定通知</p> <p>1302 支給決定取消通知</p> <p>1303 支給決定台帳への記入及び書類の保管</p>	<p>1400 支給決定（生産性向上助成）</p> <p>1401 支給決定通知</p> <p>1402 支給決定取消通知</p> <p>1403 支給決定台帳への記入及び書類の保管</p> <p>1500 委任</p> <p>1501 公共職業安定所長への業務の委任</p> <p>1600 附則</p> <p>1601 施行期日</p> <p>1602 経過措置</p>
---	---

- ※ a・・・「中途採用率拡大」及び「45歳以上初採用」のいずれにも共通の要件
b・・・「中途採用率拡大」にのみ適用される要件
c・・・「45歳以上初採用」にのみ適用される要件

0100 趣旨

0101 趣旨

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）（以下「中途採用拡大コース」という。）は、これまで労働者の採用を新規学校卒業者中心に行ってきた事業主が、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で、①採用者に占める中途採用者の割合の拡大（以下「中途採用率拡大」という。）、又は②45歳以上の中高年労働者を初めて採用すること（以下「45歳以上初採用」という。）を通じて、中途採用の拡大を図った事業主に対して助成を行うとともに、中途採用の拡大を図った後、生産性向上が図られた事業主に対して助成を行うものである。

なお、中途採用拡大コースは、支給対象措置によって、次のように区分される。

中途採用拡大助成	中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大（①中途採用率の向上又は②45歳以上の者の初採用）を図った事業主に対する助成。
生産性向上助成	中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対する助成。

0200 定義

0201 申請事業主

本要領における「申請事業主」とは、中途採用拡大コースの支給を受けるため、支給申請を行う雇用保険適用事業所の事業主をいう。

0202 中途採用者

本要領における「中途採用者」とは、申請事業主において、職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項に規定する新規学卒者又はこれに準ずる者（新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用された者）（以下「新規学卒者等」という。）以外で雇い入れられた者をいう。

0203 中途採用率

本要領における「中途採用率」とは、一定の期間内において、一般被保険者等（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者、又は雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）、かつ、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇入れられた者のうち、0301aに規定する対象中途採用者の割合をいう。

なお、パートタイム労働者は、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者であって、雇用保険被保険者データにおける雇用形態が「3（パートタイム）」の者をいう。

0204 雇用管理制度

本要領における「雇用管理制度」とは、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度（人事評価・賃金・昇格・異動・転勤等の仕組みをいう。）等をいう。

0300 支給要件（中途採用拡大助成）

0301a 支給対象者（共通）

中途採用拡大コース（中途採用拡大助成）の支給対象とする者（以下、「対象中途採用者」という。）は、イ～ハのいずれにも該当するものであること。

イ 申請事業所において、中途採用者として雇い入れられた者であること。

ロ 一般被保険者等として雇い入れられる者であること。

ハ 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられる者であること。

0301c 支給対象者（45歳以上初採用）

0301aのほか、支給対象者の雇入れ日における年齢が45歳以上であること。

0302a 支給対象措置（共通）

中途採用拡大コース（中途採用拡大助成）は、次のイ～ニ及び、中途採用率の拡大については、0302bの措置をとった0303a及び0303bを満たす事業主、45歳以上初採用については、0302cの措置をとった0303a及び0303cを満たす事業主に対して支給するものとする。

イ 中途採用者の雇用管理制度を整備するための計画を策定し、0304bイ又は0304cイの計画期間内に当該制度を整備すること。

ロ 中途採用者の拡大の取組に係る計画を策定し、0304bイ又は0304cイの計画期間内に達成すること。

ハ 0304a及び0304b又は0304cを満たす計画（以下「中途採用計画」という。）を含め、本助成金の支給要件を満たすことの確認を求めるとの各種申請書類を、平成31年3月31日までに対象中途採用者を雇入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）長に提出していること。

ニ 計画期間中に雇い入れた対象中途採用者を、支給申請日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである。

また、対象中途採用者を、支給申請日の翌日以降支給決定日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）をしていた場合は支給対象とならない。

0302b 支給対象措置（中途採用率拡大）

次のイ～ハのいずれにも該当する措置を講じること。

イ 0304bイの計画期間に、対象中途採用者を2人以上雇い入れること。

ロ 0304bイの計画期間における、次の(イ)又は(ロ)により算定した中途採用率を、計画期間の初日の前日から起算して3年前の日日から当該前日までの期間における、0203により算定した中途採用率に比べ、20ポイント以上向上させること。

ただし、計画期間中に雇い入れた一般被保険者及び高年齢被保険者（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）の人数が50人以上である場合、計画期間中の中途採用率は、対象中途採用者が10人を超える分については、対象

中途採用者1人を2人分に換算すること。

(イ) 計画期間中に雇い入れた者が50人未満である場合

$$\text{中途採用率} = \frac{\text{計画期間中の対象中途採用者の数}}{\text{計画期間中に採用した一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数}} \\ \text{(期間の定めのない労働者(パートタイム労働者を除く)に限る。)}$$

(ロ) 計画期間中に雇い入れた者が50人以上の場合

$$\text{中途採用率} = \frac{10人 + [(\text{対象中途採用者数} - 10人) \times 2]}{\text{計画期間中に採用した一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数}} \\ \text{(期間の定めのない労働者(パートタイム労働者を除く)に限る。)}$$

ハ 計画期間中に雇い入れた対象中途採用者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であること。

0302c 支給対象措置(45歳以上初採用)

次のイ及びロの措置を講じること。

イ 0304cイに規定する計画期間に、雇入れ日において45歳以上の対象中途採用者を1人以上雇い入れること。

ロ イにより雇い入れた対象中途採用者のうち、雇入れ日から起算して6か月经過する日において、継続して雇用されている者が1人以上いること。

ただし、支給決定時までの間に事業主が対象中途採用者を雇用しなくなった場合は支給対象とならない。

0303a 支給対象事業主(共通)

中途採用拡大コースの支給対象とする事業主(以下「支給対象事業主」という。)は、「第1 共通要領」0300を満たすことのほか、次のイ～ホのいずれにも該当する事業主とする。

イ 対象中途採用者の雇入れ日から支給申請日までの間において、対象中途採用者に対する賃金を支払期日までに支払っていること(支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象となる。)

ロ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること(船員法において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。)

(イ) 対象中途採用者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等(以下「出勤簿等」という。)の書類

(ロ) 対象中途採用者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿(以下「賃金台帳等」という。)

(ハ) 離職した労働者(日々雇入れる者を除く。)の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

ハ 対象中途採用者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、雇用関

係、出向、派遣又は請負により当該事業主の事業所において就労したことがある者を雇い入れるものでないこと。

ニ 対象中途採用者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、対象中途採用者を雇用していた事業主との関係が、次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当しないこと。

(イ) 両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にあること（注：ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該「ある事業主」を「子会社」とする。）。

(ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

ホ 中途採用計画の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである。

ヘ 基準期間に、雇用保険法第23条第1項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が、中途採用計画の提出日における雇用保険被保険者数に対して6%を超える事業主でないこと。

なお、基準期間に、特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合にはこの限りでない。

ト 0304bイ又は0304cイに定める計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所であること。

0303b 支給対象事業主（中途採用率拡大）

次のイ、ロのいずれにも該当する事業主であること。

イ 0304bイに定める計画期間の初日の前日から3年をさかのぼった日から計画期間の初日の前日までの期間における、0203により算定した中途採用率が50%未満であること。

ロ 0304bイに定める中途採用計画の初日の前日以前に、0302a及び0302bの措置を講じたものとして、本助成金の支給を受けたことがないこと。

0303c 支給対象事業主（45歳以上初採用）

0304cイに定める計画期間の初日の前日以前に、申請事業所で雇入れ日において45歳以上の中途採用者（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）に限る。）を雇い入れたことがないこと。

具体的には、次のイ、ロのいずれにも該当すること。

イ 中途採用計画の初日現在で申請事業所に雇用されている労働者の中に、雇入れ日現

在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇入れられた者がいないこと。

- ロ 中途採用計画の初日現在で既に離職しており、中途採用計画の初日が離職から5年経過していない者の中に、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇入れられ、雇入れ日現在における年齢が45歳以上である者がいないこと。

0304a 中途採用計画（共通）

次のいずれにも該当する計画を定めるものであること。

イ 中途採用者について、0204の雇用管理制度を整備するものであり、募集・採用を除く雇用管理制度が新規学卒者等に適用される制度と同一のものであること。

ただし、次に該当する場合は要件を満たすものと取り扱う。

(イ) 「対象中途採用者」の採用時の職種が、新規学卒者等が従事する職種と異なる場合。

(ロ) 新規学卒者等に適用される雇用管理制度が複数ある場合であって、中途採用者に適用される雇用管理制度がそのいずれかと同一である場合（例えば、同一職種であっても、通常の社員と地域限定正社員で制度が異なる場合）

なお、中途採用計画期間より前に、上記に該当する雇用管理制度が整備されている場合には当該要件を満たすものと取り扱う。

ロ 中途採用計画期間内の中途採用の拡大について、次について計画していること。

(イ) 採用予定職種

(ロ) 採用予定者数

(ハ) 採用予定時期

(ニ) 採用目的

(ホ) 採用配置部署・役職

(ヘ) 採用時の評価方法（生産性向上に資する人材であることの評価方法）

(ト) 採用後のモデルキャリア

0304b 中途採用計画（中途採用率拡大）

イ 中途採用計画の期間（以下、「計画期間」という。）は、1年とする。

なお、計画終了時点までに、0302bイ及びロを達成できないことが見込まれる場合、計画期間を2年又は3年に延長することができる。

ただし、0704のとおり、計画期間の延長は1回に限り行うことができる。

0304c 中途採用計画（45歳以上初採用）

イ 計画期間は、1年以下であって事業主が定める期間とする。

0305 併給調整

中途採用率拡大と45歳以上初採用の両方の支給要件を満たしている場合であっても、それぞれの中途採用計画に重複する期間がある場合、一方は支給しない。

0400 支給要件（生産性向上助成）

0401a 支給対象措置（共通）

中途採用拡大コース／生産性向上助成は、次のイ～ハ及び0401b又は0401cを満たす事業主に対して支給するものとする。

イ 0304bイ又は0304cイの計画期間の初日が属する会計年度の前年度（以下、「基準年度」という。）と、その3年度後の会計年度を比較した、「第1 共通要領」0206生産性の伸び率が6%以上であること。

ロ 生産性の算定対象となる事業所において、基準年度の初日から基準年度の3年度後の会計期間の末日までの間に、雇用する雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する）短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである。

ハ 0304bイ又は0304cイの計画期間中に雇い入れ、中途採用拡大助成の支給の対象となった対象中途採用者を、0300の助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）の支給決定日以降、1001の支給申請の日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと。

また、対象中途採用者を、1001の支給申請の日の翌日以降支給決定日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）をしていた場合は支給対象とならない。

ニ 0304bイ又は0304cイの計画期間中に雇い入れ、中途採用拡大助成の支給の対象となった対象中途採用者について、0302aイで整備した雇用管理制度を支給申請日まで継続して適用していること。

0401b 支給対象措置（中途採用率拡大）

イ 0302bにより雇い入れ、雇入れ日から起算して6か月を経過する日において継続して雇用されていた対象中途採用者のうち、1001の支給申請の日までに離職した者の割合が20%未満であること。

0401c 支給対象措置（45歳以上初採用）

イ 0302cにより雇い入れ、雇入れ日から起算して6ヶ月を経過する日において継続して雇用され、中途採用拡大助成の支給対象となった対象中途採用者のうち、1001の支給申請の日において継続して雇用されている者が1人以上いること。

0402a 支給対象事業主（生産性向上助成）

支給対象事業主は、「第1 共通要領」0300を満たすことのほか、次のイ～ハのいずれにも該当する事業主とする。

イ 0300の助成金（中途採用拡大コース／中途採用拡大助成）の支給を受けた事業主であること。

ロ 対象中途採用者の雇入れ日から支給申請日までの間において、対象中途採用者に対する賃金を支払期日までに支払っていること（支払期日を超えて支払っていない場合であ

っても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象となる。)

ハ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること（船員法において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）。

(イ) 対象中途採用者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等の書類

(ロ) 対象中途採用者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳等の書類

(ハ) 離職した労働者（日々雇入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

0500 支給額（中途採用拡大助成）

0501b 支給額（中途採用率拡大）

0303a及び0303bを満たす申請事業主が、0302a及び0302bの措置を講じた場合の助成は、50万円とする。

0502c 支給額（45歳以上初採用）

0303a及び0303cを満たす申請事業主が、0302a及び0302cの措置を講じた場合の助成は、60万円とする。

0600 支給額（生産性向上助成）

0601b 支給額（中途採用率拡大）

0402aを満たす申請事業主が、0401a及び0401bの措置を講じた場合の助成は、25万円とする。

0601c 支給額（45歳以上初採用）

0402aを満たす申請事業主が、0401a及び0401cの措置を講じた場合の助成は、30万円とする。

0700 中途採用計画届の提出

0701a 中途採用計画届の提出期限（共通）

本助成金を受給しようとする事業主は、0304a及び0304b又は0304cを満たす中途採用計画を作成し、雇用保険適用事業所ごとに、0702a及び0702b（0302bの措置を講じる場合に限る。）の書類を中途採用計画の計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から計画の初日の前日の間に、管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）を経由して行うことができる。

0702a 中途採用計画届等（共通）

中途採用計画の届出に必要な書類はイ～ニの通りである。

イ 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届（様式第1号）（以下「中途採用計画（変更）届」という。）

ロ 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（様式第2号）（以下「中途採用計画」という。）

ハ（中途採用計画前に中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合）次の書類

(イ) 中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等）

(ロ) 新規学卒者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等）（中途採用者に適用される雇用管理制度と異なる雇用管理制度である場合に限る。）

ニ その他管轄労働局長が必要と認める書類

0702b 中途採用計画届等（中途採用率拡大）

0702aのほか、次の書類を提出する。

イ 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第3号）（以下「中途採用率算定対象一覧（計画期間前）」という。）

0703 計画届の受理（共通）

イ 管轄労働局長は、計画届が提出されたときは、提出された書類に記載漏れがないか、必要な資料が添付されているか等の形式的な不備のほか、0800の各事項について確認を行う。

ロ 計画書の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1ヶ月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、第1 共通要領の0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該計画に係る助成金は支給しない。

ハ 管轄労働局長は0800の各事項の確認後、中途採用計画（変更）届（様式第1号）に受理印を押印の上、受理番号を記入し、その写しを返送または手交するものとする。

ニ 計画届の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく「中途採用計画（変更）届」（様式第1号）により届け出るよう指導すること。

0704 計画届の変更・取下げ（共通）

イ 事業主は、中途採用計画（変更）届（様式第1号）及び中途採用計画（様式第2号）に掲げる事項のうち、次の事項に変更が生じたときは、遅滞なく中途採用計画（変更）届（様式第1号）により、その旨を管轄労働局長に届け出なければならない。

(イ) 0304bイなお書きにより計画期間を変更する場合

ただし、変更前の計画期間終了日の前日から起算して3か月前までに届け出ることとし、再度の変更はできないものとする。

(ロ) 0304cイの計画期間を変更する場合

(ハ) 0304a及び0304bを満たす中途採用計画に係る中途採用計画届の提出日以降、中途採用計画の初日の前日までの間に、新たに雇入れを行ったことにより、様式第3号に記載すべき対象労働者に変更が生じた場合

(ニ) 中途採用計画届の提出時に提出した中途採用計画（様式第2号）において、中途採用計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度、各種規程について追加が生じた場合又は整備しなくなった場合

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

ロ 管轄労働局長は、記入事項について確認後、中途採用計画（変更）届（様式第1号）に受理印を押印の上、その写しを返送または手交するものとする。

ハ 事業主は、対象労働者の雇入れを行わなくなった場合、採用が見込まれないなど中途採用計画の実施が困難になったこと等により計画届を取り下げる際には、やむを得ないと認められる場合を除き支給申請書を提出する前までに「労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画取下げ届」（様式第4号）により管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、当該届出は、安定所長を経由して行うことができる。

ニ 管轄労働局長は、取下げを行う理由の確認を行った後、計画書の取下げを受理した旨を労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画取下げ届受理通知書」（様式第5号）により事業主に通知する。

0800 中途採用計画届の確認

0801a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）

イ 中途採用計画の提出の日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上いないことの確認（0303aホ・ヘ関係）

中途採用計画（変更）届（様式第1号）の5欄及びハローワークシステム（助成金事務処理）により確認する。

ロ 計画期間の初日の前日から起算して3年前の日において、雇用保険適用事業所であることの確認（0303aト関係）

ハローワークシステム（雇用保険事務処理）により確認する。

0801b 支給対象事業主に該当することの確認（中途採用率拡大）

イ 計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から当該前日までの期間における、0203により算定した中途採用率が50%未満であることの確認（0303bイ関係）

「中途採用率算定対象一覧（計画期間前）」（様式第3号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ただし、計画期間の初日の前日より前に中途採用計画を提出する場合は、提出日までの期間について確認する。

なお、対象中途採用者は、ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））であること及び様式第3号の「④採用区分」欄が「中途採用者」に○が付されていることを確認する。

また、雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））である場合であって、様式第3号の「④採用区分」欄の「新規学卒」に○が付されている場合は、新卒学卒者等であることを確認できる書類（雇用契約書、応募書類等）の提出を求め、確認すること。

さらに、様式第3号に記載された算定対象者について、ハローワークシステムにおける雇用形態が「3 パートタイム」である者がいる場合は、雇用契約書の提出を求める等により確認する。

ロ 0302a及び0302bの措置を講じたものとして、本助成金の支給を受けたことがないこと（0303bロ関係）

労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳（様式第15号）により確認する。

0801c 支給対象事業主に該当することの確認（45歳以上初採用）

イ 中途採用計画の初日の前日以前に45歳以上の者を雇用したことがないことの確認（0303c関係）

中途採用計画届（様式第1号）2(4)欄及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、中途採用計画の初日の前日以前に、雇入れ時の年齢が45歳以上、かつ、雇用形態が期間の定めのない労働者（雇用形態が「7」（その他）であり、取得原因が「2」（新規取得（その他））である者）がいなかったことを確認する。

ただし、計画期間の初日の前日より前に中途採用計画を提出する場合は、提出日までの期間について確認する。

なお、ハローワークシステム(助成金事務処理)において、0303cイの計画期間の初日の前日以前において、雇入れ時の年齢が45歳以上の者の雇入れの記録があった場合であって、申請事業主から、雇用形態が「7」(その他)や取得原因が「2」(新規取得(その他))等が異なる旨の申し出があった場合には、確認書類(雇用契約書、内定通知等)の提出を求め、確認すること。

0802a 中途採用計画の確認(共通)

- イ 対象中途採用者に係る雇用管理制度を整備するものであることの確認(0304aイ関係)
- 中途採用者について、0204の雇用管理制度を整備するものであり、募集・採用を除く雇用管理制度が新規学卒者等に適用される制度と同一のものであることについては、中途採用計画(様式第2号)の3②及び3③欄により確認する。
- なお、当該職種で採用された新規学卒者がいる場合であって、中途採用計画(様式第2号)の3③欄で「同じ雇用管理制度を適用される新規学卒者がいない」が選択されている場合は、本要件を満たさないものとする。
- なお、中途採用計画の提出時点前に、中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合は、0702 a ハについても併せて確認する。
- ロ 中途採用者の拡大の取組に係る計画を策定していることの確認(0304 a ロ関係)
- 中途採用計画届(様式第1号)及び中途採用計画(様式第2号)により確認する。
- なお、計画内容は次の点を踏まえて確認する。
- (イ) 0304 a ロ「(ニ)採用目的」は、生産性の向上に資する目的であることを確認する。
- (例) ・〇〇事業の拡大を図るため、△△の経験を有するものが必要であるため。
- ・生産性の向上を図るため、□□に精通した即戦力が必要なため。
- (ロ) 0304 a ロ「(ハ)採用時の評価方法」は、対象者が生産性向上に資する人材であることについて、経験・能力・適性等を踏まえて評価する旨が記載されていることを確認する。
- (例) ・〇〇の資格、経験年数を踏まえて生産性向上が期待できることを評価する。
- (ハ) 0304 a ロ「(ト)採用後のモデルキャリア」は、対象中途採用者の採用後に辿る職歴等(モデルキャリア)が記載されていることを確認する。
- (例) ○年後：店舗責任者、△年後：エリアマネージャー、□年後：統括責任者

0802b 中途採用計画の確認(中途採用率拡大)

- イ 計画期間の確認(0304bイ関係)
- 計画期間が1年であることを、中途採用計画(変更)届(様式第1号)の2(1)欄により確認する。

0802c 中途採用計画の確認(45歳以上初採用)

イ 計画期間の確認（0304cイ関係）

計画期間が1年以内であることを、中途採用計画（変更）届（様式第1号）の2(1)欄により確認する。

0900 支給申請（中途採用拡大助成）

0901b 支給申請の期限（中途採用率拡大）

本助成金を受給しようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0902で定めた書類を中途採用計画の終了日の6か月後の日の翌日から起算して2か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。

0901c 支給申請の期限（45歳以上初採用）

本助成金を受給しようとする事業主は、雇用保険適用事業所ごとに、0902で定めた書類を、対象中途採用者の雇入れ日（対象中途採用者が複数名の場合は、雇入れ日が最も早い者に係る雇入れ日）から6か月経過後の日の翌日から起算して2か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。

0902a 支給申請書等（共通）

本助成金の支給申請に必要な書類は以下の通りである。

- イ 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給申請書（様式第6号）（以下「支給申請書」という。）
 - ロ （中途採用計画期間中に中途採用者の雇用管理制度を整備した場合）中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等）
 - ハ 0301の支給対象者ごとの次の書類
 - (イ) 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）等、雇入れ日と期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類
 - (ロ) 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）対象労働者雇用状況等申立書（以下、「雇用状況等申立書」という。）（様式第8号）
 - (ハ) 対象中途採用者の雇入れ日から支給申請日までの間の、支給対象者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し（支払い期日が到来していない月を除く。）(ニ) 支給対象者の雇入れ日の属する月の出勤簿等
 - ニ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
 - ホ その他管轄労働局長が必要と認める書類
-

0902b 支給申請書等（中途採用率向上）

- イ 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用率算定対象者一覧（計画期間）（以下「中途採用率算定対象者一覧（計画期間）」という。）（様式第7号）
-

0903 支給申請書の受理（共通）

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、1100の各事項に留意して、これを審査するものとする。

- イ 支給申請期間内に提出されていること
- ロ 所要の事項が記載されていること
- ハ 所要の添付書類が添付されていること

1000 支給申請（生産性向上助成）

1001 支給申請の期限（共通）

本助成金を受給しようとする事業主は、共通要領0401の規定によらず、雇用保険適用事業所ごとに、1002で定めた書類を基準年度の3年度後の会計年度の末日の翌日から起算して5か月以内に管轄労働局長に提出しなければならない。

ただし、中途採用向上助成のうち、0304bの計画期間を2年又は3年に延長した場合であって、上記の申請期限が0901bの支給申請の期限より前に到来する場合は、0900の支給申請と併せて0901bの支給期限までに管轄労働局長に提出すれば足りるものとする。

1002 支給申請書等（共通）

本助成金の支給申請に必要な書類は以下のとおりである。

- イ 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給申請書（様式第11号）（以下「支給申請書」という。）
 - ロ 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）対象中途採用者一覧（以下「対象中途採用者一覧」という。）（様式第12号）
 - ハ 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給決定通知書（様式第9号）の写し（1001但し書きに該当する場合を除く。）
 - ニ 対象中途採用者の雇入れ日から支給申請日までの間の、支給対象者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し（支払い期日が到来していない月を除く。）
 - ホ 支給対象者に適用される雇用管理制度が確認出来る書類（採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等）
 - ヘ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
 - ト 共通要領0402ロに定める「生産性要件算定シート」（共通要領様式第2号）
 - チ への算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）
 - リ その他管轄労働局長が必要と認める書類
-

1003 支給申請書の受理（共通）

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次のイ～ハについて確認の上受理し、1200の各事項に留意して、これを審査するものとする。

- イ 支給申請期間内に提出されていること
- ロ 所要の事項が記載されていること
- ハ 所要の添付書類が添付されていること

1100 支給要件の確認（中途採用拡大助成）

1101a 支給対象者に該当することの確認（共通）

0301aイ～ハについては、ハローワークシステム（助成金事務処理）により確認すること。

イ 中途採用者として雇い入れられた者であること（0301aハ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により、「取得原因」が「2 新規（その他）」であること及び「雇用状況等申立書」（様式第8号）の（1）7欄により確認する。

ロ 一般被保険者等により雇い入れられる者であること（0301aロ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ハ 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられる者であること（0301aハ関係）

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」において、「雇用形態」が「7 その他」であることを確認する。

1101c 支給対象者に該当することの確認（45歳以上初採用）

支給対象者の雇入れ時の年齢が45歳以上であることは、「雇用状況等申立書」（様式第8号）の（1）4欄及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1102a 支給対象措置に該当することの確認（共通）

支給対象事業主に該当する申請事業主が実施した措置が支給対象措置に該当していることについて、以下によって確認する。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、また、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、特に、当該事業主の過去における雇用の実績等から判断して対象中途採用者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、慎重な審査を行うものとする。

イ 中途採用者の雇用管理制度を整備するための計画を策定し、0304bイ又は0304cイの計画期間内に整備したことの確認（0302aイ関係）

中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類（採用規程、就業規則、賃金規程等）により確認する。

ロ 中途採用者の拡大に係る取り組みに係る計画を、計画期間内に達成したことの確認（0302aロ関係）

支給申請書（様式第6号）により確認する。

ハ 中途採用計画を雇入れた事業所の所在地を管轄する管轄労働局長に提出していることの確認（0302aハ関係）

支給申請書（様式第7号）の「2 (1) 中途採用計画受理番号」欄により確認する。

ニ 計画期間中に雇い入れた対象中途採用者を、支給決定日までに事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）していないことの確認（0302aニ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1102b 支給対象措置に該当することの確認（中途採用率拡大）

イ 中途採用率が向上していることの確認（0302bイ・ロ関係）

対象中途採用者を2人以上雇用したこと及び中途採用率が20ポイント以上向上していることについては、中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

なお、様式第8号に記載された算定対象者について、ハローワークシステムにおける雇用形態が「3パートタイム」である者がいる場合は、雇用契約書により確認する（中途採用者以外の者については、雇用契約書の提出を求めた上で確認する。）。

ハ 対象中途採用者のうち、雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であることの確認（0302bハ関係）

中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第7号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1102c 支給対象措置に該当することの確認（45歳以上初採用）

イ 計画期間中に、雇入れ日において45歳以上の対象中途採用者を1人以上雇い入れたことの確認（0302cイ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」、支給申請書（様式第6号）、雇用状況等申立書及び雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）により確認する。

ロ 雇い入れから起算して6か月を経過した中途採用者のうち、雇入れ日から支給決定時までの間に継続して雇用されている者が1人以上いることの確認（0302cロ関係）

ハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認すること。

1103a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）

申請事業主が、0303aの支給対象事業主の要件に該当していることについては、以下によって確認する。なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。

イ 対象中途採用者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないことの確認（0303aイ関係）

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等（その写しを含む。）により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ロ 中途採用計画を作成した事業所において必要書類を整備、保管していることの確認

(0303aロ関係)

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業主の事業所において就労したことがある者を雇い入れるものでないことの確認(0303aハ関係)

「雇用状況等申立書」(様式第8号)(2)1欄及び雇用保険データにより、これに該当しないことを確認する。

ニ 対象中途採用者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、申請事業主と対象中途採用者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にないことの確認(0303aニ関係)

「雇用状況等申立書」(様式第8号)の(2)2欄により確認する。

ホ 中途採用計画の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がおらず、特定受給資格者となる理由による離職が一定以上いないことについて、支給申請書(様式第6号)の6欄及びハローワークシステム(助成金事務処理)により確認する。(0303aホ・へ関係)

1200 支給要件の確認（生産性向上助成）

1201a 支給対象措置に該当することの確認（共通）

支給対象事業主に該当する申請事業主が実施した措置が支給対象措置に該当していることについて、以下によって確認する。

なお、不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、また、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。

イ 生産性の伸び率が6%以上であることの確認(0401aイ関係)

「第1 共通要領」0503及び支給申請書（様式第11号）により確認する。

ロ 生産性要件の算定期間において、支給申請日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨を含む。）していないこと（0401aロ関係）

ハローワークシステム（雇用保険事務処理）又はハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ハ 計画期間中に雇い入れた対象中途採用者を、中途採用拡大助成の支給決定日以降生産性向上助成の支給決定日までに事業主都合で解雇等（退職勧奨）していないこと（0401aハ関係）

ハローワークシステム（雇用保険事務処理）又はハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

ニ 計画期間中に雇い入れた対象中途採用者について、計画期間中に整備した雇用管理制度を支給申請日まで継続して適用していること（0401aニ関係）

支給対象者に適用される雇用管理制度が確認出来る書類（採用規程、就業規則、賃金規程、能力評価規程等）により確認する。

1201b 支給対象措置に該当することの確認（中途採用率拡大）

イ 雇入れ日から起算して6か月を経過する日までに継続雇用されていた対象中途採用者のうち、支給申請日までに離職した者の割合が20%未満であること（0401b関係）
対象中途採用者一覧（様式第13号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1201c 支給対象措置に該当することの確認（45歳以上初採用）

イ 雇入れ日から起算して6か月を経過する日において継続して雇用され、中途採用拡大助成の支給対象となった対象中途採用者のうち、支給申請日において継続して雇用されている者が1人以上いること（0401c関係）
対象中途採用者一覧（様式第9号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）の「31620 一般助成金支給要件照会」により確認する。

1202a 支給対象事業主に該当することの確認（共通）

イ 中途採用拡大コース/中途採用拡大助成の支給を受給した事業主であること（0402aイ関係）

1301により通知した労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）（以下「支給決定通知書」という。）（様式第9号）の写しにより確認する。

ロ 対象中途採用者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないこと（0402aロ関係）

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等(その写しを含む。)により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

- ハ 申請事業所において、事業所において必要書類を整備、保管していることの確認
(0402aハ関係)

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

1300 支給決定（中途採用拡大助成）

1301 支給決定通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0600により支給・不支給を決定したときは、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給（不支給）決定通知書（様式第10号）により支給申請をした事業主に通知すること。

1302 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0801により支給の取消しを行ったときは、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給決定取消及び返還通知書（様式第11号）により事業主に通知すること。

1303 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その処分後、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳（様式第15号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

1400 支給決定（生産性向上助成）

1401 支給決定通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0600により支給・不支給を決定したときは、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給（不支給）決定通知書（様式第13号）により支給申請をした事業主に通知すること。

1402 支給決定取消通知

管轄労働局長は、「第1 共通要領」0800により支給の取消しを行ったときは、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給決定取消及び返還通知書（様式第14号）により事業主に通知すること。

1403 支給決定台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、助成金の支給・不支給の決定又はその取消しを行ったときは、その処分後、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳（様式第15号）に所要事項を記載するとともに、支給申請書（正本）、通知した支給（不支給）決定通知書の写しその他の関係書類を保管すること。

1500 委任

1501 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0703及び0800～1400に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

1600 附則

1601 施行期日

- イ 本要領は、平成29年4月1日から施行する。
- ロ 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- ハ 平成31年3月29日付け職発職発0329第2号、雇均発0329第6号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年4月1日から施行する。
- ニ 令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。
- ホ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。
- ヘ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金別要領 14(1) 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

1602 経過措置

- イ 平成30年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
 - ロ 平成31年4月1日より前に提出された中途採用計画に係る労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給については、なお従前の例による。
 - ハ 令和2年4月1日以降に0704の計画届の変更・取り下げ、0900及び1000の支給申請を行うものについては、イ、ロに関わらず1601ホの様式を適用する。
-

【参考】様式一覧

- 様式第1号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届
- 様式第2号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画
- 様式第3号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）

- 様式第4号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画取
下げ届
- 様式第5号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画取
下げ届受理通知書
- 様式第6号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給申請書
- 様式第7号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用率算定
対象一覧（計画期間）
- 様式第8号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）対象労働者雇用
状況等申立書
- 様式第9号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給（不支給）
決定通知書
- 様式第10号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）支給決定取消及
び返還通知書
- 様式第11号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給申請書
- 様式第12号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）対象中途採用者一
覧
- 様式第13号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給（不支給）決
定通知書
- 様式第14号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース/生産性向上助成）支給決定取消及び
返還通知書
- 様式第15号 労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）支給台帳